

宇都宮地域医療構想調整会議委員の任期満了に伴う対応について

現行の委員

別紙出席者名簿のとおり

任期満了日

令和6年10月31日

今後の対応について

- 県から推薦団体宛てに委員の推薦を依頼(10月上旬)
- 推薦団体から県宛てに委員の推薦について回答(10月中旬)
- 推薦を受けた方へ県から委員を委嘱(10月下旬)
- 新委員の就任(任期:令和6(2024)年11月1日~令和9(2027)年3月31日)

宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱(一部抜粋)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から栃木県保健福祉部長が委嘱する。

- 地域の医療関係団体等の代表
- 地域の介護福祉関係団体等の代表
- 住民の代表
- 宇都宮市保健所の代表
- 学識経験者
- その他地域の関係機関・団体の代表

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

「3年以内」へ改正予定